添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。）

1　本年の1月2日以降現住所に転入された方は、㋐から㋓までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。

2　あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出してください。

3　あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

4　あなたが対象児童と同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

5　あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。

6　あなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。

イ　父又は母が死亡しているときは、当該父又は母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません。）

ロ　父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類

ハ　父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類

ニ　父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本

7　あなた又はあなたの扶養義務者に関し、寡婦控除等のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができる書類（当該者の戸籍謄本又は抄本等）を添えて出してください。

8　㋔の欄の「受給理由」にニ、ホ、ト、ヌ、ル又はワと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。

9　㋔の欄の「受給理由」にヨと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。

10　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いて下さい。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部改正）

第二条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続）	（母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続）
第六条の六　（略）	**第六条の六**　（略）
2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類	（新設）
第六条の八　（略）	**第六条の八**　（略）
2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類	（新設）
四～六　（略）	三～五　（略）
3　（略）	3　（略）
（母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続）	（母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続）
第六条の十　（略）	**第六条の十**　（略）
2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）